第1条（会員）

会員は、本特約及びセディナＣＦカード会員規約を承諾の上、カードをご利用いただけます。

第2条（カードショッピングの利用額の支払方法）

リボルビング払いを指定した場合については、セディナＣＦカード会員規約の規定にかかわらず、毎月の支払額は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります。その支払額には当該利用残高に対する年15.00％（実質年率）の手数料を含みます。また、当該利用残高に手数料を加算した額が最低支払額未満になった場合はその債務全額を、当該利用残高が会社所定の可能枠を超過した場合はその超過額全額、又は会社の定める金額と毎月の約定支払額を合算した額をお支払いいただきます。

利　用　残　高	毎月の支払額
100,000 円以下	5,000 円
100,001 円以上 200,000 円以下	7,000 円
200,001 円以上 300,000 円以下	10,000 円
300,001 円以上 500,000 円以下	20,000 円

（例）利用残高100,000円、約定支払日が6日の場合

毎月の支払額　5,000円

手数料充当額　100,000円×15.00％／12ヵ月＝1,250円

利用代金充当額　5,000円－1,250円＝3,750円

第3条（キャッシングサービス利用額の支払方法）

リボルビング払いを指定した場合については、セディナＣＦカード会員規約の規定にかかわらず、定額リボルビング払い（利息within方式：以下「リボルビング払い」という）となり、毎月の定額返済額は1万円（ただし会員の申出により変更した場合はその金額）とします。なお、返済額が月々のお支払い金額に満たない場合は、全額お支払いいただきます。その支払額には、前回支払日（初回は利用日）の翌日から支払日までを年18.00％（ただし、会社でのキャッシング総利用残高が100万円以上の利用部分については年15.00％）の日割り計算により、算出した利息を含みます。

（初回利息の計算方法）利息＝融資金元金×18.00％（又は15.00％）÷365日（注）×期間日数（注）1年を365日として計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。※リボルビング払い（定額リボルビング方式）の支払期間・支払回数は、利用残高及び支払方式に応じ、お支払元金と利息手数料を完済するまでの支払期間・支払回数となります。なお、利用可能枠内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、支払期間・支払回数・支払期日・支払金額も変更となります。

＜具体的算定例＞利用可能枠5万円、実質年率18.00％、定額リボルビング払い・最低返済金額1万円、約定支払日が6日で10月1日に5万円を利用し、約定通りの返済の場合。●返済期間・回数　6ヵ月、6回　●返済金合計額52,531円

第4条（規約の適用等）

会員は、本特約に定めのない事項については、セディナＣＦカード会員規約が適用されることをあらかじめ承諾します。また、本特約がセディナＣＦカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。なお、本特約の変更は、その変更内容を通知、又は新特約を送付した後に会員がカードを使用した場合、変更事項、又は新特約が承諾されたものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社

〒460-8670　名古屋市中区丸の内三丁目23番20号